

平針北子ども会会則

1 会の名と事務所

この会は、平針北子ども会といい、事務所を子ども会会長の自宅におきます。

2 会の目的

この会は、会員みんながいつも仲よく、楽しい遊びや行事をとおして明るく強い子どもになるように努力することを目的とします。

3 会員

この会は、平針北学区内に住んでいる小学生の児童をもって会員とします。

4 会のしごと

この会は、次のしごとをします。

- (1) 会員や町内のためになること。
- (2) 公園清掃、レクリエーション、年内行事など。
- (3) そのほか、会の目的にかなうこと。

5 役員

この会に、会長、副会長、書記、会計、育成協、イベントの役員をおき、毎年4月の総会で決めます。

6 会議

- (1) 例会は、毎月1回、総会は年1回開きます。
- (2) 特別に必要がある時は、随時に開くことができます。

7 会の経費

- (1) 会員は、定められた金額を会費として負担します。
- (2) そのほか、会の経費にはみんなで働いたお金や助成金などをあてます。

8 会則の変更

この会則は、総会において改めることができます。

附則

この会則は、平成23年4月1日から実施します。